

## 第 191 回再就職等監視委員会 議事要旨

### 1. 開催日時等

日 時：令和 5 年 12 月 18 日（月） 13：30～  
場 所：大手町合同庁舎 3 号館 3 階 再就職等監視委員会 委員会室  
出席者：井上委員長、尾花委員、西村委員、橋爪委員、原田委員  
瀧間監察官、植月監察官  
吉田事務局長、酒井参事官

### 2. 議事等

- (1) 個別事案についての議論が行われた。
- (2) 公表情報の確認作業についての議論が行われた。
- (3) 第 190 回委員会の議事録が確認された。

### 3. 委員指摘事項等

- ・ 任命権者が行った違法事実の認定 2 件について、当委員会として了承することとする。
- ・ 結果として規制違反に当たらない場合であったとしても、その行為が国民の公務に対する信頼を損なう場合があり得るので、再就職のための活動をするときはもちろん、外部との情報交換を行う場面などでは、再就職等規制を意識した行動をするべきである。
- ・ あっせん規制及び求職規制で禁止される行為の相手方である「当該営利企業等」については、特定の営利企業等を目指したあっせん又は求職だけでなく、不特定多数の営利企業等を想定したあっせん又は求職であっても、規制違反になり得る。これは基本的な点であって、繰り返し指摘したい。
- ・ 具体的な日時や態様などが特定できない場合でも、客観的証拠等の状況証拠から可能な限り特定した事実関係によって、規制違反の要件を満たすということができるときは、規制違反を認定するのが相当である。ただし、安易に違反認定することがないよう慎重に調査する必要がある。

### 4. 次回予定

次回会議は、令和 6 年 1 月 22 日（月） 13：30 に開催することとなった。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。